

役 員 名 簿

社会福祉法人 北波川福祉会

| 役職名 | (氏 名) | 年齢 | 住所 | 電話番号 | 現就任 年月日 | 任期終了 年月日 | 備考 |
|----------------|---------|----|----|------|------------|-----------------------------------|----------------|
| 理事長 | 飯塚 俊雄 | 66 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 理事 | 福島 照夫 | 63 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 理事 | 浅見 貞子 | 68 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 理事 | 松村 啓一 | 67 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 理事 | 濱田 孝暁 | 42 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 理事 | 石田 嘉夫 | 78 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 監事 (兼務有) | 萩原 徹 | 74 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | 評議員 選任・解任委員 |
| 監事 (兼務有) | 加藤 裕 | 66 | | | 平成29年6月17日 | 平成30年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | 評議員 選任・解任委員 |
| 評議員 | 横手 和夫 | 74 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 福島 重樹 | 72 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 福島 幸男 | 65 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 荒木 昭夫 | 75 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 飯塚 信夫 | 63 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 清水 春雄 | 73 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 | 千明 智 | 74 | | | 平成29年4月1日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 選任・解任委員 | 加藤 幸永 | 53 | | | 平成29年1月28日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |
| 評議員 選任・解任委員 | 笠井 正則 | 63 | | | 平成29年1月28日 | 平成32年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する定期評議員会の終結の時 | |

社会福祉法人北渋川福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北渋川福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

| | |
|------|------------------|
| 渋川市内 | 交通費として実費相当額を支払う。 |
| その他 | 当法人「旅費規程」による。 |

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

| | |
|------|------------------|
| 渋川市内 | 交通費として実費相当額を支払う。 |
| その他 | 当法人「旅費規程」による。 |

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

| | |
|------|------------------|
| 渋川市内 | 交通費として実費相当額を支払う。 |
| その他 | 当法人「旅費規程」による。 |

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。